

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

昭和三十一年七月二十四日午後二時三十分開会

東京市西多摩郡稲佐町役場

昭和三十一年七月二十四日午後二時三十分開会
全員協議会

議長 開会宣言

町長 挨拶

前任者退職に伴い十九日選挙に当選した私は自治行政とは未知であるが諸公の協力をお願いするに先立ち一応引継ぎを完了したもので全力をあげて達成に努力する所である。

当面の努力としては前任者の残された事項の完了に努力する所である。

議長 交番設置の件

村尾 種 先日は委員会で聞いて見当した。

中渡と福生駅間の区間を候補地として選定した。

新設の区間は急速に作業をしなければならぬが第一等々の関係等から終連の事務所としてあるべきに当たって、本日七月二十日の議決を得られるようとする。

ーたい

助役 終達市務所と外へして新交番を設置する。その委員会の要望もあつて地方の務所を交渉した。

それは交番とするので警察の方からもせられてゐる。どこかうきうき顔と云つて要望に結果ミの空談にとつた。

地方の務所では交番として空談に。この方早急に交番にして頂かなくては。い、

終達の裏の方の湯屋の敷地と商業会の方の務所に貸して頂きたいと陳情が本日あつた。

新しい交番の構造については署では五坪位あると要望してゐる。

見積は本日にも向に合はない。

瀨 右 ずれにしろ新しく作る前提か。

村 尾 然り。

瀨 右 然うはあれと処をすべきであると思ふ。

助役 そうである。

木井梅 現在のところ二交番として設置し、ずれを設けることになるのでありまう。

一応敷の閑居もある。止むを得ないならう。

船 木 鉄道と交渉して、今公衆電話のある近くえやる希望も。

取の附近で不詳事起つた。その実もあつた。(七月十五日)

中野 取をえ設置するとは一番よい。一応暫定処置として現在のところえ置かしてまう。

つておのりむいといふ。

議長 暫定処置にこそ異議なきか。

異議ありの意。

議長 商業会の方の借用陳情する朗談。

田 福 住むと云ふか。出ない。空の。は。その。程。度。の。者。に。借。す。か。

瀨 右 速やかに処をすべきである。

森 幸 取の設置の見込がつくか。

助役 強い運動が必要である。それには三ヶ月の期日はかゝる。

森 幸 三ヶ月の條件で貸借ならう。

田 福 住む。その。心。配。な。い。と。思。ふ。

助役 從來の建物は序車が敷きで一應保つたそれを町に引渡してある

中間 畧

西村 陳情者の主旨には賛成する
議長 商業会に貸すに異議あるか

異議 ありの声起る

村尾 火元の注意は特に必要である

議長 貸借は無料とする

西村 賣却を把握していつまであまー改造と云ふこと

暫定の時期を明確にするべき

森 幸 管理はどこに所属するか

西村 使用目的が交通であるのでその範囲許すもの

鮎 天 外にも借すことになる

井 梅 一應商業会にもあてらる

西村 独立家屋をどうするか

議長 理事の任にあらう

異議 ありの声起る

簡易水道の中間報告

助役 厚生省の許可がありたが、よく施行することになるが水道條例により許可を交

けるまではよい

水道條例にも許可が与えられは款水道局に依頼して局もこれを了解して

補助金は都で原案をつくって厚生省に提出してそれが二千円であつたがこれ

が厚生省で査定して一三五千円に上つたこれの二五%と労賃となつてこれの

労賃は補助の対象にならないをその残額の二五%が庫補助の額となる

都の補助もこれと同額を支払うようになり都は指示している

これについては本議院議案に願うものは直接関係方面に陳情してどうやる

事か計とてどうするか

起議は都補助金の傷額は許可の出来るように準備して置くことであるが款

の地方課の部では簡単に済ませようがこれも強力に運動したい

七月十日水道委員会と開いた時一千万を要して消火栓の設備も必要また又ダンプ
人口も増加するが当初三千万以内の工費としたい。資金の調達が出来なければ期別
に施工—といふ結論であった。

早速測量、設計する。わけ水道局で定費と出せば局員を派遣するところから入
れよう。

水質についてはストアーの附近の井戸から湧き出る水を保健所へ連絡して
日あそり飲め衛生試験場より検査が出来ることになっている。

田幾 水道委員は別についてるわけかい。

船本 今の委員会は準備委員会であるので編成—をけす多分当ではいいか。

議長 厚生省は補助が許可はするところがあるこれから放水水道の許可申請を出すがある。

村山 一三三万以内の工費の工費が出来るか。

田幾

今迄牛渡迄行くのがいんらん短かくなつた

議長

瀬右 ずれにしても水道課を設置すべきではないか

町長 けいり許可はするところ。水道委員会と正式につま。それ迄は準備委員会にお願ひ

—たい

水道と相対して下水溝のことも考えなくてはならない。

田幾 既に家畜糞の受けは用意—を準備は終了—をけすか。

議長 もうゾー先に行つてみるではどうか

異議—の声起る。

橋本 一三三万以内の輸カクを教えて頂きたい。

助役 一三三万以内の工費は省では許可—をくれようとしてとを削つたのか判らない。

村山 水道條例による許可はいつていいか

田幾 水道局の局が来る種類をつくられるでそれが出来れば簡単ではないかと思ふ。

貴井 簡易水道は当然つくるべきであると思ふ。従つて水利に恵まれぬ地区最初計画

水田地域には布設し消火栓も設置して頂きたい。

議長 簡易水道とは人口五百人以下である。

田幾 消火栓は簡易水道とは異なり、けしきよくてはよろしいところである。消防庁の文
法をみるとどうか。

黄井課長 伝染病院使用料 関係。

患者のうち、四月一日負担して頂くことに要請をなすので協議結果決定した。
従ってでは三月内負担する。

説 案 組合議会ではかけないか。

助 役 福生病院を経営する側と契約するに付、一切の金はいろいろとあつた。その
病院長がそれでは病院が成り立つて行かないところから一時保留をなす。

その後、本崎理事長より、両村に話があり、実際に病院経営を行なはせよう
と、負担して頂くという申し入れがあるが折衷し、町長が責任して今日まで持
ちこたへてきた。程なから何段階病院の組合費より安くして両村おれとアトを

三丁の負担は議会で決める。入院料は町の議会で決める。

井 梅 池の村の伝染患者は一回いくらか

助 役 一回四〇〇円

村 監 検診所のへるの支出の内訳は

説 案 右のとほつて先は助役が云ふのは組合会議で決めるべきことであるが

議長 組合議会で三月内と決まっています。その患者負担率、両村で決めるべきこと

西 村 伝染病の発生率

黄井課長 合計、三丁(赤痢三五名)令市状況見ゆ。

村 七 結核病棟の使用は町の優先権はあるか。

助 役 現在のところない。

高 橋 病室が非常に暑く、日中が出来る。

助 役 現在は持合せをいから五月一ぱいのと報告します。

病院に支拂と済ませる。三丁負担している。八月内六丁が実費としてかゝる。

百合会より値下げして頂きまして申入れがあつたので、今の医后と協議の結果、教計
算の結果でも七五割であるので、八〇割でもよろしいことになってゐる。

十一の月に通帳で保管してゐる。その金額で性病撲滅等の普及宣伝等に費へる。
船木 病院で伝染病であるものを別々として入院させ、その伝染病に決まると、その費用
の負担は

課長 認めよう。対象にする。

助役 戦傷病致有遺家族援護法によつて、

これが申請は各自が戸籍謄抄本を添付して提出することになつてゐるが、遺族会の方陳
明がかり、これの手数料を免除して、これらと、市町村会、例会では、三三三
は、皇收と、校何人等、この形に遺族会に交付する。

(王盛)

本日、東秋留の村長、議長、来て、他所、陸橋のちと、中斬されたので、これを修理する。そのから、
多々、協力して頂き、いとう、ので、本日了解を頂ければ、その割合で負担金をと、やり、たい
(工費は三〇の割合)

終了 午後四時三十分

町長 観送迎、会、南、催

東京都西多摩郡福生町役場

ニ七ノニニ 協議会(町議会終局)於 会議室

傍聴について

一議長 傍聴人について許可すべきか

一貫井 かしつかえろいと思ふ

一森田 町長の話にきき傍聴を禁むし其他は公開する

一議長 森田案に決定する

一加藤町長の退取金について

一顧問委員長 神々調百一が其清一が子で、町長の例に準ずれば約三万円となる

るので三万円と決定した

一助役 町長は町長は十二万円であった

一顧問委員長 前回は各町村とも同じ位であった福生は幾多であった

一議長 顧問委員会は退取金三万五千円、病氣見舞金五千円、計三万円と一々

持つて行く

一高橋 町長の亡き期間から亡き金額までと云うのは酷い

一貫井

退取條例はどうか

一議長

議員のほうがあるが町長のほうはない

一総務委員長

本員会のもうは定款がある

一高橋

考え方のなやとえうのほうかと思う

一議長

それでは東京通り決定 三万円

一森田町長の体給の予算処置について

一総務委員長

現町長は協同組合長をや専意町政に努力するが加取町長も例もある

ので一応二万五千二百円と一文際費より五千円程度を自由意思により

使用すると一六万円

一議長

異議なにかを語る

異議な一吉起る

一議長

追加更を要するでそのまを承知願ひたい

一鮎沢

私では生活して行けない

一井梅

税金を差引くと三五千円になるでなるべく削るすべもうグー上げてほしい

一貫井

一応これで決まー校日又更へてもよい

一総務委員長

あー町長にならうて決まー文際費を五千円位と一その五千円を完全に支給一

て頂く

一井梅

皆さんがそれで承知なう異議なし

一議長

総務委員会の決定通りとする

町立資産評価審査委員一名改選の件

一助役

森田助氏が八月三十日をもって任期満了となる

町長の意見では雨送を希望している

一村盛

そこで雨送すると校三年任期とするか

一助役

然り

一議長

雨送異議な一につき決定

1. 他所に清水坂の改修陳情があつたを實際に行つてみると、ひどいので車塚並に清水坂と合せて災害復旧として、概して七四ノ内の査定を受けた。清水坂だけで二万四の査定とみた。その收穫期前に改修したい(三万の部)

2. 五丁橋附近から排水の陳情があつたが下水溝は望めないで實際に調査したい

3. 福生温泉の排水溝を製して頂きたいと申入れがあつた。浴槽が底を流れ、ふどうか疑問である。いずれにしても普通の下水では流れない。實際に測量して見てから、善処する。

4. 鉄道沿線の排水路計画を樹てたが地主の宮橋氏が反対して、それをそれはそのまゝとしておこう。

5. 工場から流れ、汚水は鉄道沿線に下り、下水に放流する様にする。未だ工事は着工してない。

一助 又、車塚は市参陳情して来たが中々はかばかしく行かぬ。つて、ガダリ台風による被害による復旧とするのとことより、車塚と清水坂とて工費七四ノの農林道の

査定とみた。但し、七四ノ部は、本年中には来るかどうか判らないが、そう七割五分が補助金である。工事の主体は市がやってくれるもの。

2. 福生温泉の件については銀座通りの西側を流るべきであるが、九方では至貴の南側に土管を埋め込んでくれとあるが、正式には許可はない。

3. 清水坂は土管の上に砂利を敷いて下の明れた所を改修する工費であるが、栗石を敷いてその間をコンクリートで固める様にして、その間の砂利を、砂利を敷く。大に差支もないと思ふ。

一貫 井ノ池町としては重要な道路であるが、先金に上りて頂きたい。

2. 五丁橋附近のことであるが、私も一応の石のことも出すが、これは本林田重氏等も署名して、その土地の支配者もあるとは思ふが、本日は見えなくて判らないが、陳情書に上るとか、大に工事は進んでいるようだが、いへず、矢野大工の事で、砂利を敷く程にするよう、建設委員会でも調査して善処して頂きたい。

一貫 古、それはまだ早や、清水坂は、いへず、思ひ、それまで手が廻らないではないか。

一森 幸、矢野で砂利を敷く程にする、頂くことは、思ひ、お願ひしたい。

一貫井 鉄道の向側が駄目そう手前側としよう

一田幾 この二件は建設委員会に審議する

一森幸 温泉の下水工事は現在着工している

一町長 いずれにしても銀座通りの下水は必要で又駐留軍の排水も考えなくては

うまいことから敵役の本場氏に交渉する結果必ず或利益を得てやるからと云ふこと

行政協定に基き道路等の改修費は二千の負担と要求するがどうかよく検討する

ふよい

福生温泉の件についてはしるべしとあてみて後日町の設計に支障を来さうなや
うせたい

一船木 一応流れをうき出来てもよいからいづれか負担して頂て本下水を作りたいと思つた

がそれがかえりて当人の支拂を得たところで本人が直接役所へ行つて詰り合ふらしい

一町長 それは未だ許りてない

一船木 貫井氏の所は砂利位置を頂くがよい

一瀬古 それはさきに住んでいる人々が町に協力をしなければいけない

一議長 本件は建設委員会に於て審議するが今は陳情書の捺印する

場合はそのすべの委員長にその内容を報告して頂くたい

一森幸 陳情も止むを得ず捺印する場合もあるがそれとは別に議会に於て

決定すればよいのである

一大野 諸願書には紹介 議員は必要である

一町長 福生温泉の土官は民有地であるが若干町道にかゝるがそれは孫、子、が

町で下水をつくるのは支障を来さないこと

一猪俣 本件は將來には影響を来さない場合 若し町道の所の設計が町で

施行する場合破損する責任を負はせたいと云つてある

一野島 責任を負せたいは、認め難いとはあるか

一大野 右の二つに一つはどうしても土官が出来ないと止まら得ない

この二つは後日審議と提出することになる

一町長 町道の一段使用について許可の件について審議して頂くたい

一森幸 建設委員会はなせ話さなければならぬ